

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出がありました。

平成二十八年一月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	廃止年月 日
株式会社育 m i	奈良市青山八丁 目一〇四番地	すくすく	奈良市青山八 丁目一〇四番 地	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 七年十二 月三十一 日
合同会社N E X T	磯城郡川西町大 字吐田八六一番 五	放課後等デ イサービス あさひ	磯城郡川西町 大字吐田八六 一番五	放課後等デ イサービス	平成二十 七年十二 月三十一 日